

マイナンバーによる 情報連携の 本格運用等について

マイナンバーによる情報連携の本格運用開始時期は平成29年10月頃となっておりますが、現在まで確定しておりませんが、確定次第、当組合ホームページのトピックスにてお知らせいたします。

また、本格運用開始後に取得できる情報は下表の通りとなっております。なお、**被扶養者の認定および被扶養者の再確認（検認）における住民票および課税証明書**については、情報連携により市区町村より取得でき

る情報に不足項目があり、世帯状況や収入確認には不十分であることがわかったため誠にお手数をおかけしますが、**従来通り紙媒体でご提出いただきますようお願いいたします。**

また、情報連携の範囲拡大について、厚生労働省と総務省で協議をしているところですが、住民票や課税証明書の不足項目が情報連携され、添付書類を省略できるようになりましたら、改めてお知らせいたします。

マイナンバーキャラクター
マイナちゃん



各行政機関との
情報の相互連携のためにも
マイナンバーの提供に
ご協力ください。

平成29年9月19日現在

情報連携が可能なもの	用途	取得できる情報	情報提供者
傷病手当金	支給要件確認	介護施設入所情報	市区町村
埋葬料	重複支給確認	埋葬料給付情報	他の医療保険者
家族埋葬料	重複支給確認	埋葬料給付情報	他の医療保険者
出産育児一時金	重複支給確認	出産育児一時金給付情報	他の医療保険者
家族出産育児一時金	重複支給確認	出産育児一時金給付情報	他の医療保険者
高額療養費	所得区分判定	課税・非課税証明書	市区町村
入院時食事療養費	所得区分判定	課税・非課税証明書	市区町村
入院時生活療養費	所得区分判定	課税・非課税証明書	市区町村
限度額認定適用・標準負担額減額認定証	所得区分判定	課税・非課税証明書	市区町村

加入者・事業主のみなさまへ

退職に伴って、国民健康保険の保険証に切替をされる方は、お住まいの市区町村窓口で資格喪失証明書等の書類の持参をお願いします。

！！退職後に国民健康保険に加入される場合

平成29年7月よりマイナンバーを利用した情報連携が開始（現在は、試行期間となっており、本格運用はされていません。）されておりますが、被保険者資格喪失の事務処理やデータが更新されるまでの時間がかかるため、会社を退職後に、お住まいの市区町村で国民健康保険の加入手続（健康保険証の切替手続）を行う場合は、**市区町村の窓口で資格喪失証明書等の添付書類（※）の持参をお願い致します。**

※ 市区町村窓口にご持参いただく添付書類は、以下の例をご参照ください。



＜退職の場合の添付書類（例）＞

- ・資格喪失証明書〔発行:健保組合〕
- ・離職票〔発行:ハローワーク〕
- ・退職証明〔発行:退職した会社〕 etc